





(注1) 健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていない。

(注2) 医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分(入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの)である。

(注3) 平成20年3月以前の加入者数、標準報酬月額の平均及び傷病手当金等については、老人保健制度対象者分を含む。